

Title	菅原清公伝年譜 : 附「菅原清公伝考」補遺
Author(s)	滝川, 幸司
Citation	詞林. 2002, 31, p. 1-15
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/67479">https://doi.org/10.18910/67479</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 菅原清公伝年譜

—附「菅原清公伝考」補遺—

滝川 幸司

はじめに

菅原道真の祖父であり、漢詩人・政治家としても重要な菅原清公について、以前、「菅原清公伝考」(以下「伝考」と略す)と題して拙論を公表した。しかし、「伝考」と銘打ちながら、紙幅の都合もあつて年譜を割愛せざるを得なかつた。ここに年譜を公表する次第である。

「伝考」で意を用いたことの一つに、清公の同僚を考証することがある。資料の制約もあつて、清公の作品から交流が知られる人物は限られるが、それを補う意味でも、一時期同じ役職に勤めた同僚は重要だと思われる。本稿でも、年譜の最後に、同僚及び遣唐使、勅撰漢詩集編纂者なども一覽した。清公の交友関係を知る基礎資料としたく思う。また、作品について一覽した。

なお、「伝考」で、触れるべくして触れなかつた資料、あるいは漏らした資料などの指摘もあり、ここに、補遺として遺

漏も補つておこうと思う。

一 菅原清公年譜(含 同僚・作品一覽)

事績・関連事項については、出典を○に入れた。なお、出典は、紙幅の都合上、原則として一つに限つた。略称は以下の通り。

統紀—統日本紀、後紀—日本後紀、統後—統日本後紀、類史—類聚国史、紀略—日本紀略、扶略—扶桑略記、類格—類聚三代格、補任—公卿補任、薨—統日本後紀承和九年十月十七日清公薨伝、凌—凌雲集、文—文華秀麗集、経—経国集

また、年毎の事績末に(へ)内で、その年終了時点での位官を示した。なお、元号は遡及年号とした。

年	年齢	事績	関連事項
宝亀元(770)年	一歳	誕生(薨)	
天応元(781)年	十二歳		6・25 父古人、道長ら十五人菅原氏改姓の願いを上奏。許される(統紀)
延暦三(784)年	十五歳	詔によって、東宮早良親王に陪す(薨)	長岡京遷都
延暦四(785)年	十六歳	12・23 父古人の侍読の勞によって、学業に勤めるため、兄弟と共に衣糧を賜る(統紀)	9・28 藤原種継暗殺事件により早良親王、乙訓寺に幽閉さる(紀略)
延暦八(789)年	二十歳	文章生となる(薨)	
延暦九(790)年	二十一歳	文章生か)	12・30 菅原宿禰道長ら朝臣姓を賜る(統紀)
延暦十三(794)年	二十五歳	文章生か)	平安遷都
延暦十六(797)年	二十八歳	文章得業生か)	
延暦十七(798)年	二十九歳	3・25 対策(補任承和6) 4・13 不第(同前) 5・2 上第に処す(同前) 後、大学少允(同前) この年以前、文章得業生、美濃少掾(同前)	
延暦十八(799)年	三十歳	大学少允)	
延暦十九(800)年	三十一歳	大学少允)	
延暦二十(801)年	三十二歳	2・25 文章生栗原年足に対策出題(経二十) 2 26 文章生道守宮繼に対策出題(同前) これ以前、従六位下で、越前大目を兼ねる(経国集目錄) (従六位下大学少允兼越前大目)	8・10 遣唐使任命。藤原葛野麻呂を遣唐大使、石川道益を副使とし、判官録事各四人を定める(紀略)
延暦二十一(802)年	三十三歳	遣唐判官に任ぜられ、近江権掾を兼ねる(薨)この頃、正六位上に叙されるか <sup>2</sup> (正六位上遣唐判官兼近江権掾)	

延暦二十二年(803) 年	三十四歳	<p>2・4 遣唐大使以下水手以上に賜物(紀略) 3・14 遣唐使に彩帛を賜う(紀略) 3・18 遣唐使、朝堂院にて拜朝(紀略) 4・14 難波津より乗船(紀略) 延暦22・4・23 4・16 進発(同前) 4・21 暴風雨で遣唐使船破損(同前)</p> <p>この年、三男善主生まれる(文徳仁寿2・11・7)</p> <p>〈正六位上遣唐判官兼近江権掾〉</p>	<p>3・29 大使藤原葛野麻呂、副使石川道益に饒宴(紀略) 4・2 大使・副使辞見。節刀を賜る(紀略) 4・23 大使葛野麻呂、遣唐使船破損等を奏上(紀略) 4・25 大使葛野麻呂奏上。内容未詳(紀略)</p> <p>4・28 遣唐船や破損の雑物などを回収(紀略) 5・22 遣唐使、節刀返上。船舶の損壞により渡海を得ず。遣唐使延期さる(紀略)</p>
延暦二十三年(804) 年	三十五歳	<p>3・5 遣唐使拜朝(後紀) 7・6 進発(後紀) 延暦24・6・8。なお、清公は第二船に乗船 7・第二船、明州到着(叡山大師伝)。これ以後、明州にて第二船船頭、副使道益卒(後紀) 延暦24・7・25。清公第二船の船頭となるか 9・1 清公ら第二船一行、長安に入京(後紀) 延暦24・6・8。冬、汴州上源駅にて清公賦詩(凌71) 11・5 清公等、長安城に到り、第一船の一行を待つ(後紀) 延暦24・6・8 12・23 葛野麻呂等入城。清公らと外宅で合流(同前) 12・24 国信・別貢などを監使劉昂に渡し、天子(徳宗)に奉る。徳宗より宣勅あり(同前) 12・25 宣化殿にて礼見。但し、徳宗銜せず。また、麟徳殿にて対見。内裏にて宴会(同前)</p> <p>〈正六位上遣唐判官兼近江権掾〉</p>	<p>3・25 大使葛野麻呂、副使道益に饒宴を賜う(後紀) 3・28 大使葛野麻呂に節刀を賜う(後紀) 7・7 第三、四船、行方不明(後紀) 延暦24・6・8 8・10 第一船、福州に到着(同前) 10・3 大使葛野麻呂等、州都へ到着(同前) 11・3 葛野麻呂等、長安へ向かう(同前) 12・21 葛野麻呂等、長樂駅宿に到着(同前)</p>
延暦二十四(805) 年	三十六歳	<p>1・1 含元殿にて朝賀。唐の天子に謁す(同前) 1・28 徳宗の崩御により、亟天門に仗を立て</p>	<p>1・2 徳宗不子(同前) 1・23 徳宗崩御(同前) 4・1 第一船、福州より</p>

大同元(806)年	三十七歳	素の衣冠を着し、三日間、挙哀す(同前) 2・10 監使高品宋惟澄、答信物を持って来、使人の告身を賜う。宣勅あり。宴あり(同前) 3・29 越州永寧駅に到着(同前)。王國文が京に帰るのに対し清公賦詩(凌72) 4・3 明州に到る(後紀延暦24・6・8) 5・18 州下鄞県にて両船出航(同前) 6・17 第二船、松浦郡鹿島に到着(後紀) 7・25 遣唐使等に叙位あり。清公、正六位上から従五位下に(後紀) 8・20 大学助(後紀) <従五位下大学助>	明州に回航(同前) 6・5 第一船、対馬到着(同前) 6・8 大使葛野麻呂、遣唐使の道程・唐の現状について奏上(後紀) 7・1 大使葛野麻呂、節刀を返上(後紀) 7・14 葛野麻呂等、唐国答信物を献上(紀略)
大同二(807)年	三十八歳	<従五位下尾張介>	3・17 桓武天皇崩御、平城天皇踐祚(後紀)
大同三(808)年	三十九歳	<従五位下尾張介>	
大同四(809)年	四十歳	<従五位下尾張介>	4・1 平城天皇讓位、嵯峨天皇踐祚(後紀)
弘仁元(810)年	四十一歳	<従五位下尾張介>	9・10 12 薬子の变(後紀)
弘仁二(811)年	四十二歳	<従五位下尾張介>	
弘仁三(812)年	四十三歳	1・12 これ以前清公尾張介を離れる(後紀) 2・10 左京亮(後紀) 8・3 大学頭となる(後紀) この年、四男是善誕生 <従五位下大学頭>	
弘仁四(813)年	四十四歳	この年、主殿頭に遷る(薨) <従五位下主殿頭>	
弘仁五(814)年	四十五歳	1・7 従五位上(類国99叙位) 1・右少弁(補)	この年以前、清人卒か

弘仁十三(822)年	五十二歳	1・11以前 阿波守を離れる(補任弘仁13小野宰守) この年、是善、嵯峨天皇に召され読書賦詩
弘仁十二(821)年	五十二歳	1・30以前 文章博士を離れる(内裏式序文) 1前後 式部大輔に転ず(補任弘仁13橘常主)。さらに左中弁に転じ、右京大夫に遷ることを求める(薨)この年、越階して従四位下(補任承和6) この年、越階して従四位下(補任承和6)
弘仁十一(820)年	五十一歳	春、嵯峨天皇の河陽行幸に扈從。賦詩(雜言奉和) 〈正五位下式部少輔兼文章博士・阿波守〉
弘仁十(819)年	五十歳	1・7 正五位下(類史99叙位) 1・文章博士を兼ね、文選を侍読。集議の事に参ることを兼ねる(薨) 〈正五位下式部少輔兼文章博士・阿波守〉
弘仁九(818)年	四十九歳	この年、天下儀式等を漢法に準ずる議に関わる(薨)また、清公も編纂に関わった「文華秀麗集」成立 〈従五位上式部少輔兼阿波守〉
弘仁八(817)年	四十八歳	〈従五位上式部少輔兼阿波守〉
弘仁七(816)年	四十七歳	6・5 勇山文継講師の史記講書終わる(類史99叙位)。史記竟宴にて清公賦詩(文45) この年、阿波守を兼ねる(薨) 〈従五位上式部少輔兼阿波守〉
弘仁六(815)年	四十六歳	〈従五位上式部少輔〉
		任承和6) 5・左少弁に転じ、式部少輔に遷る(同前) この年、清公も編纂に関わった「凌雲集」成立 〈従五位上式部少輔〉

天長五(828)年	五十九歳	閏3・9以前 大学頭を離れる(補任天長4藤原良房)	この頃から「令義解」編纂始まる
天長四(827)年	五十八歳	1・21 従四位上(類史99叙位) 5・14 「経国集」成立(序文) この年以前、播磨権守を兼ねる(経国集序文) 〈従四位上・大学頭兼左京大夫・文章博士・播磨権守〉	
天長三(826)年	五十七歳	3・ 弾正大弼に遷り、信濃守を兼ね、左京大夫に転ず。文章博士は元の如し(薨) この年、大学頭に還任(朝野群載九「請被殊蒙天皇因准先例依儒学劳拜任大学頭關造進文章院西曹司七間檜皮葺屋一字兼又依献策次第、拜除式部大輔關状」) 〈従四位下・大学頭兼左京大夫・文章博士・信濃権守〉	
天長二(825)年	五十六歳	8・ 公卿の議奏によつて、京に戻り、文章博士を兼ねる(薨) 兼ねる(薨) 〈従四位下文章博士〉	7・7 文章博士都腹赤卒(紀略)
天長元(824)年	五十五歳	1・5 天長と改元。清公、腹赤、弘貞ら年号勘申(元秘別録二) 4・9以前 弾正大弼を離れ、播磨権守に出る(薨、補任弘仁15橘常主) 〈従四位下播磨権守〉	
弘仁十四(823)年	五十四歳	10・2以前 右京大夫を離れ、弾正大弼(薨、補任弘仁14春原五百枝) 〈従四位下弾正大弼〉	4・16 嵯峨天皇讓位、淳和天皇踐祚(紀略)
		1・26 京職大夫、従四位官に(類格)。この時、清公任右京大夫か 〈従四位下右京大夫〉	(扶略元慶4・8・30)

承和九(842)年	七十三歳	10・17 薨去		7・15 嵯峨上皇崩御(統後)
承和八(841)年	七十二歳	〈正三位左京大夫兼文章博士〉		
承和七(840)年	七十一歳	〈正三位左京大夫兼文章博士〉		5・8 淳和上皇崩御(統後)
承和六(839)年	七十歳	1・7 從三位(統後)。老病のため牛車にて南大庭まで来ることが許される(薨) 1・11以前 但馬守を離れる(統後)		
承和五(838)年	六十九歳	〈正四位下左京大夫兼文章博士・但馬守〉		
承和四(837)年	六十八歳	〈正四位下左京大夫兼文章博士・但馬守〉		
承和三(836)年	六十七歳	2・7 但馬守を兼ねる(統後)		
承和二(835)年	六十六歳	7・14 後漢書を侍読するも数日後にやむ(統後) 11・7 但馬權守を兼ねる(統後)		
承和元(834)年	六十五歳	1・12 撰津權介を兼ねる(補任承和6)		3・8 文章博士を二名に増員(類格)
天長十(833)年	六十四歳	2・15 「令義解」成立(序文)		2・28 淳和天皇讓位、仁明天皇踐祚(統後)
天長九(832)年	六十三歳	〈正四位下左京大夫兼文章博士〉		
天長八(831)年	六十二歳	1・4 正四位下(類史99叙位)		
天長七(830)年	六十一歳	〈從四位上左京大夫兼文章博士〉		
天長六(829)年	六十歳	〈從四位上左京大夫兼文章博士〉		
		この年、播磨權守を離れるか(補任天長8源信)		



年譜注

(1) 清公薨伝では、この年に判官に任じられているが、遣唐使の任命は前年である。清公だけ遅れて任じられたか。あるいは薨伝の誤りか。  
 (2) 『日本後紀』延暦二十四年六月十七日条によれば、清公は既に正六位上である。これ以前は唐に滞在していたのだから、叙位は渡唐以前で、おそらくは、判官任官と同時に考えられる。

○同僚など

清公の同僚など 判明するもののみあげた。「？」は就任離任時期が不明確であるもの。前任者・後任者の就任によりて判断した場合もある。詳細は「伝考」参照。なお、清公文章博士時代の文章生についても一覽すべきであるが、膨大となるので省略した。古藤真平氏「登科記」/八・九世紀文章生、文章得業生、秀才・進士試受験者一覽(稿)〔国書逸文研究24・平成三年十月〕を参照されたい。

文章生(延暦8?) 文章得業生(?) 17)

文章博士 賀陽豊年(延暦16・2・9以前任 後紀)

文章生 南淵弘貞(延暦15奉試及第 補任天長2)

上毛野穎人(延暦年中 類史66弘仁12・8・18)

大学少允(延暦17) 延暦21)

大学頭 紀作良(延暦15?任 後紀)

藤原継業(延暦18・4・11任 後紀)

藤原道雄(延暦19・2任 補任弘仁14)

和氣広世(延暦21・1・21以前任 扶略)

大学助 御長広岳(延暦18・4・1任 後紀)

遣唐判官(延暦20?) 24)

大使 藤原葛野麻呂

副使 石川道益

判官 甘南備信影 三棟今嗣 高階遠成

准判官兼訳語 笠田作

録事 山田大庭 上毛野穎人

准録事 朝野鹿取

留学生 橘逸勢 靈仙

求法僧 空海 護命 最澄 法道

求法訳語僧 義真

求法兼徒 丹福成

(写経生) 真立人

(舞生) 久礼真茂 和尔部嶋継 舟部頭麻呂

請益生 菅原五郎

大学助(延暦24・8・20) 大同元・1・28以前)

大学頭 和氣広世(延暦21・1・21以前任 扶略)

尾張介(大同元・1・28) 弘仁3・1・12以前)

尾張守 藤原真川(大同元・1・28任 後紀)

多人鹿（大同2・7・兼任 補任大同4）

平群真常（大同3・5・21兼任 後紀）

秋篠安人（弘仁元・1・11兼任 補任）

紀田上（弘仁元・9・10任 後紀）

安倍大養（弘仁元・9・19任 後紀）

尾張権介 若江家繼（弘仁元・10・2 後紀）

尾張少目 吉田（興世）書主（大同元任 文德嘉祥3・11・6）

左京亮（弘仁3・2・10）8・3以前

左京大夫 藤原今川（弘仁3・2・10任 後紀）

大学頭（弘仁3・8・3）弘仁4

大学助 勇山文繼（弘仁2・2・20任 後紀）

右少弁（弘仁5・1・5以前、左少弁（弘仁5・5・）

左大弁 秋篠安人（大同4・6任 補任）

右大弁 紀広浜（大同4任 補任）

式部少輔（弘仁5・5・12）

式部大輔 藤原三守（弘仁5・1・22任 補任弘仁7）

橘常主（弘仁12・1・10任 補任弘仁13）

〔凌雲集〕成立（弘仁5）

小野岑守 勇山文繼 賀陽豊年（序文）

〔文華秀麗集〕成立（弘仁9）

仲雄王 勇山文繼 滋野貞主 桑原腹赤（序文）

河陽行幸（弘仁11・卷）

嵯峨天皇 坂田（南淵） 永河 紀御依 滋野貞主 有智子

〔雜言奉和〕

文章博士（天長2・8・以後）薨

文章博士 惟良貞道（？）承和3・7・6 統後）

〔經国集〕成立（天長4）

滋野貞主 南淵弘貞 安野（勇山）文繼 安倍吉人（序文）

〔令義解〕成立（天長10）

清原夏野 南淵弘貞 藤原常嗣 藤原雄敏 藤原衛 興原

敏久 善道真貞 小野篁 讚岐永直 川枯勝成 漢部松長

（序文）

○作品一覧

〔\*〕は現存せず、諸資料から確認できる著作。▽で制作年次な

ども示したが、詳細は「伝考」参照。

九月九日侍宴神泉苑、各賦一物、得秋山〔凌雲集〕69）

▽弘仁三年か四年作。

秋夜途中聞笙〔凌雲集〕70）

▽嵯峨天皇「和普清公秋夜途中聞笙」〔凌雲集〕17）あり。藤原

冬嗣に「和普祭酒秋夜途中聞笙之什」〔凌雲集〕31）あり。

冬日汴州上源賦逢雪〔凌雲集〕71）

▽延暦二十三年冬作。

越州別勅使王國父還京〔凌雲集〕72）

▽延暦二十四年作。

賦得司馬遷〔文華秀麗集〕中・45)

▽弘仁七年六月五日作。

奉和春閨怨〔文華秀麗集〕中・51)

奉和王昭君〔文華秀麗集〕中・64)

奉和梅花落〔文華秀麗集〕中・68)

奉和侍中翁主挽歌詞二首〔文華秀麗集〕中・89、90)

賦得絡緯無機心製〔文華秀麗集〕下・135)

奉和 御製江上落花詞〔雜言奉和〕2)

▽弘仁十一年春。

奉和塞下曲〔經国集〕十・19)

奉和塞上曲〔太上天皇在祚〕〔經国集〕十・21)

同前〔奉和關山月〔太上天皇在祚〕〕〔經国集〕十・25)

同前〔奉和春日作〕〔經国集〕十一・94)

奉和清涼殿画壁山水歌〔經国集〕十四・206)

神泉苑宴〔平安朝佚名詩序集拔萃〕34)

▽なお、〔含英私集〕所収「佚名詩序集拔萃」では「神泉花宴」に作る。

嘯賦一首并序〔經国集〕一・8)

天地始終〔策問〕〔經国集〕二十)

▽延暦二十年二月二十五日監試。

宗廟禘祫〔策問〕〔經国集〕二十)

▽延暦二十年二月二十五日監試。

調和五行〔策問〕〔經国集〕二十)

▽延暦二十年二月二十六日監試。

治平民富〔策問〕〔經国集〕二十)

▽延暦二十年二月二十六日監試。

同前〔重陽節神泉苑賦秋可哀心制〕〔經国集〕一・13)

\*黃帝湯武高辛〔對策文〕

▽「公卿補任」承和六年尻付による。延暦十七年三月二十五日。

なお「補任」では「黃帝湯武高辛」に作るも校訂。

\*釈李孔三教〔對策文〕

▽「公卿補任」承和六年尻付による。延暦十七年三月二十五日。

なお「補任」では「釈李孔三教」に作るも校訂。

\*賦早雪

▽嵯峨天皇「和菅清公賦早雪」〔凌雲集〕18詩題〕による。

\*賦朱雀衰柳

▽多治比清貞「和菅祭酒賦朱雀衰柳作」〔凌雲集〕87詩題〕による。清公の「祭酒」〔大學頭〕時代は、弘仁三年～四年。

\*傷忠法師

▽嵯峨天皇「和菅清公傷忠法師」〔文華秀麗集〕中・86詩題〕による。忠法師は永忠。弘仁七年四月五日卒〔統日本後紀〕

\*春雨

▽嵯峨天皇「和菅清公春雨之作」〔經国集〕十一・102詩題〕、滋野

貞主「同前〔和菅清公春雨之作〕」〔經国集〕十一・103詩題〕に

よる。

\*菅家集六卷

▽菅原道真「猷家集狀」(「菅家文章」674)による。

\*注風土記

▽大江匡衡「冬日於州南賦詩へ付小序」(「江吏部集」中)による。なお補遺参照。

二 「菅原清公伝考」補遺

1 菅原清人日記

「伝考」では、清公の兄と思われる清人についての事績もまとめたが、その日記らしき逸文が知られる。

菅家清人日記云、

大宮権現者天照大神也。分<sub>二</sub>身於西国<sub>一</sub>垂<sub>二</sub>跡於吾朝<sub>一</sub>

也へ已上。

(「延暦寺護国縁起」卷上「日吉山王天照大神分身一体勘

文第六」)

③なお、同様の文章が「山家要略記(神宮文庫本)」にも見える。

菅原清人記云(天神曾孫、日吉地主権現者日本国王地主也。即天照大神父也。大宮権現者天照大神也。分<sub>二</sub>身於西国<sub>一</sub>垂<sub>二</sub>迹吾朝<sub>一</sub>へ文)。

大宮権現が天照大神と同体であることを示しているが、菅原信海氏によれば、こうした考え方は、平安末期から認められるという。従って、ここに見える清人日記は平安初期以前の成立とは考えられず、偽作ということになる。仮託されたと考えざるべきであろうか。もつとも何故清人に仮託したのかという疑問は残るし、誤写の可能性もある。また、「山家要略記」の割注によれば、清人は道真の曾孫とされている。これが正しければ、この清人は、清公の兄ではない別人ということになるが、当該の人物については管見に入っていない。あるいは架空の人物である可能性もある。

問題は残るものの、現在逸文として残る菅原清人の日記は、清公の兄清人のものとは言い難いことは確実である。

2 「注風土記」

「塵袋」に、清公の「尾州記」なる書が引かれている。これを大江匡衡が「昔西曹の始祖菅京兆、県邑に行きて以て風土記に注す」(「冬日於州南賦詩小序」(「江吏部集」卷下))と記した「注風土記」と関連があるのではないかと、「伝考」では述べたが、「塵袋」には他にも「尾州記」とされる逸文がある(巻

二、七)。「清公」と名が記されないものもあるが、次の例は注目すべきであろう。

又尾張国二登々川トトカハト云フ河アリ。菅清公記云、大己貴オホニキト小彦ノ命ト巡国之時、往還ノ足ノ跡ナル故ニ曰フ跡々ト。注云、俗跡謂之レヲ跡々ト云ヘリ。

(「塵袋」巻十)

「尾州記」との名称はないものの、尾張国関係の記述であることから同一書と考えられるが、ここには「注」が引かれているのである。「菅清公記」(＝「尾州記」)に付された「注」なのか、「菅清公記」が「注」まで含むのかは不明であるが、後者であるとすれば、匡衡がいう「注風土記」との関連がますます興味深くなる。『尾張国風土記』に清公が注をした、それが「尾州記」あるいは「菅清公記」と呼ばれているのではないか、ということである。そして、清公の生没年からいっても、この「風土記」はいわゆる「古風土記」となる。

なお、匡衡の小序と「尾州記」との関連は、古く栗田寛氏『古風土記逸文考証』に指摘される。氏は「萬葉緯に、此文を引て風土記の文かと云るは、当れることなり。……其文体風土記のなる事明けし」といい、匡衡の小序をその例証としている。

もともと、近年の風土記研究においては、「古風土記」とは認められていない。例えば、秋本吉郎氏は「菅原清公の編著になる私撰地誌」と断定されるし、近年の、上代文献を読む

会「風土記逸文注釈」(翰林書房・平成十三年)でも取り上げられていない。

しかし、少なくとも匡衡のいう「注風土記」と「塵袋」所引「尾州記」あるいは「菅清公記」は、「注」の存在からしても深い関係があると考えてよからう。

### 3 後漢書講書

宮内庁書陵部蔵「後漢書」(大永二年・享祿三・四年点)の上欄に次のような書入がある。

師説、天長師説云、或本安字交字也。菅家之説亦如此也。  
「天長師説」が引かれているが、小林芳規氏によれば、「師説」とは、「大学寮の講義を主とする大学の教師の説」をいい、「天長師説」はこの当時文章博士であった菅原清公の講義であると考えられる。清公は天長二年に文章博士となっており、文章博士の増員は承和元年だから、小林氏の指摘は首肯されるべきであろう。なお、清公は、承和二年にも「後漢書」を侍読している。

### 4 文章博士

「伝考」において失念していたことの一つに、文章博士の増員のことがある。年譜には既に記したが、文章博士は、承

和元年三月八日に増員されている（『類聚三代格』巻四）。この時の文章博士は清公である。

しかし、増員されたのにもかかわらず、清公以外の文章博士として見えるのは、

癸酉。以文章博士從五位下惟良宿禰貞道為圖書頭。

（『続日本後紀』承和三年七月）

と、図書頭に遷った惟良貞道だけである。貞道の文章博士任官時期は不明である。増員時に任官された可能性もある。

貞道が図書頭に遷つて以降、清公と同僚となる文章博士はいまだ見出し得ない。次に資料上文章博士が見えるのは、清公薨後の承和十年二月十日任の春澄善繩（『続日本後紀』）である。

文章博士は従五位官であるから、正史に記録は残るはずである。貞道にしても任官は見えないが、離任記事は残っている。文章博士となった人物が就任から離任まで六位であった可能性も考慮すべきであろうが、結局、増員されながら、清公は一人で文章博士の任を勤めていたと、今のところは判断せざるを得ない。

## 5 是善の母

【西宮記】（臨時一（乙）臨時雜官官裏書）に次のような記述がある。

延木十七年二月廿七日。右大將、得業生惟舟、去年遭<sub>レ</sub>喪、未<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>貢<sub>一</sub>拳文<sub>一</sub>。公廉臨終、有<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>喪中<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>果之遺書上。令<sub>レ</sub>問<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>、菅原是善在<sub>二</sub>母喪<sub>一</sub>対策。而博士以<sub>二</sub>近年無<sub>二</sub>此事由<sub>一</sub>、候<sub>二</sub>氣色<sub>一</sub>可<sub>二</sub>貢<sub>一</sub>拳。仰云、以為遭<sub>レ</sub>喪者可<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>自進<sub>一</sub>。至<sub>二</sub>博士拳<sub>一</sub>有<sub>二</sub>何妨<sub>一</sub>。已有<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>。宜<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>拳。

橘惟舟の貢拳をめぐつての資料であるが、是善の対策が母の喪中であつたとの先例が引かれている。是善の対策は、承和六年十一月六日（『続日本後紀』）である。母の喪は一年であるから、その死はこれ以前一年以内ということになる。是善の母、つまり清公の妻は、承和五年末以後承和六年十一月六日以前の死ということになる。

## 6 清公卿伝

和田英松氏は、『桂林遺芳抄』に見える「西曹始祖（清公卿）御伝」を、『国書逸文』において「清公卿伝」として収録されている。大島幸雄氏は、『続日本後紀』承和九年十月十七日の清公薨伝と、この「清公卿伝」を比較し、

両者の文章を比較すると、一部に節略を認められるが、全体としては、現存の部分的な清公伝逸文が『続日本後紀』の記事を主要な材料に撰文されたと考えられることである。

といわれる。しかし、「清公卿伝」に関しては、逸文そのものが零細なため、これ以上の考証は難しい。

清公の伝記としては、『続日本後紀』堯伝がもつとも詳細であるが、大島氏も指摘されるように、『扶桑略記』元慶四年十月三十日条の菅原是善堯伝の冒頭部分にある文章は注目すべきであろう。

父清公学芸博通、才徳甚高。弱冠<sup>レ</sup>擧<sup>レ</sup>試、為<sup>二</sup>文章生<sup>一</sup>。尋擧<sup>二</sup>秀才<sup>一</sup>。对策登<sup>レ</sup>科。延暦年中、為<sup>二</sup>遣唐使<sup>一</sup>。復命之後、累<sup>三</sup>歴頭要<sup>一</sup>。爵至<sup>二</sup>三位<sup>一</sup>。猶為<sup>二</sup>文章博士<sup>一</sup>。以其為<sup>二</sup>儒門之領袖也<sup>一</sup>。

この堯伝には、清公の孫である道真の関与が認められているのであるが、<sup>(1)</sup>大島氏は次のように述べられる。

是善の序説にしては極めて長文で、しかも肉親による祖先顕彰の感が強く出されているといえよう。

すなわち、道真による祖先顕彰の一環として読まれている。首肯すべきであろう。

但し、これも道真の意志と見ると、別の問題も浮上する。それは、この清公評が、あくまで儒者としての側面を強調しているからである。清公は儒者としてだけでなく、尾張介として能吏でもあったし、儀礼の整備にも関わっていた。それが捨象されているのである。もちろん、是善伝の一部であるから、清公の事績すべてを記すことは不可能であろうが、儒者としての祖父を顕彰する道真の強い意志を認めざるを得な

いのである。

道真は自らの詩の中でも、「情ら憶ふに分憂は祖業に非ず」〔北堂餞宴各分一字へ探得遷〕〔菅家文章〕三・187〕と、「分憂〔国司〕」は「祖業」ではないというが、清公は国司として良吏であった。道真は、清公の「分憂」としての業績を削ぎ落としているのである。<sup>(2)</sup>是善堯伝の清公評は、こうした道真の姿勢と通じていると考えられる。

以上、菅原清公年譜を作成し、あわせて「菅原清公伝考」の遺漏を補った。まだ問題にすべき点も残っているが、今回はここまで留める。大方のご叱正・ご教示をお願いする次第である。

注

(1) 拙稿「菅原清公伝考」〔古代中世文学論考 第四集〕新興社・平成十二年。

(2) 田島公氏「日本、中国・朝鮮対外交流史年表」〔貿易陶磁―奈良・平安の中国陶磁―臨川書店・平成五年〕による。菅原五郎については、「伝考」参照。

(3) 引用は、神道大系論説編天台神道(下)による。なお、「溪風拾葉集」巻八「蔽神靈応章第三」にもほぼ同文が引かれる。

(4) 菅原信海氏「天照大神と山王神道」〔山王神道の研究〕春秋社・平成四年、昭和六十年初出。

- (5) 栗田寛氏「古風土記逸文考証」(有峰書店・昭和五十二年)による。
- (6) 秋本吉郎氏「風土記逸文の検討」(『風土記の研究』ミネルヴァ書房・昭和三十八年)。
- (7) 小林芳規氏「師説拾遺」(『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』東京大学出版会・昭和四十二年)による。
- (8) 小林氏「訓点資料における師説について」(前掲著、昭和四十一年初出)。
- (9) なお「後漢書」の講書については、後藤昭雄氏「平安朝人は『後漢書』をいかに読んだか―吉川忠夫訓注『後漢書』第一冊を読んで」(『文学』3-1・平成十四年一月)参照。
- (10) 大島幸雄氏「清公卿伝」(『国書逸文研究』20・昭和六十二年十二月)。以下大島氏の説はすべてこれによる。
- (11) 坂本太郎氏「日本三代実録」(『坂本太郎著作集』第三卷 六国史) 吉川弘文館・平成元年、昭和四十五年初出)。
- (12) 詳細は、拙稿「菅原道真における「祖業」」(『古代中世文学研究論集 第二集』和泉書院・平成十一年)参照。

引用本文は、特に断っていないものは、通行の叢書類に拠っている。なお、引用文中、へは割注を表す。

(たきがわ・こうじ) 奈良大学専任講師